

Thunderbus ソフトウェア使用許諾契約書

重要： 本ソフトウェアを使用される前に本契約書をよくお読みください。

本ライセンス契約は、お客様（以下「エンドユーザ」といいます）と株式会社アプレッソ（以下「アプレッソ」といいます）との間の Thunderbus のソフトウェア使用に関する契約書です。本ソフトウェアの使用開始により、エンドユーザは以下の条項を受け入れたこととなります。本ソフトウェアのライセンス契約において、「本ソフトウェア」という場合は、本ライセンス契約が同梱・同封されている CD-ROM/DVD もしくはディスク媒体上に含まれているソフトウェア、または、アプレッソの管理するインターネット上のサーバからダウンロードされたソフトウェアを意味します。本ソフトウェアには、アプレッソ以外の者によって提供または供与されている別途ライセンスの対象となるソフトウェアは含まれません。また、本ライセンス契約はそうした別途ライセンスの対象となるソフトウェアについて、別途記載のない限り、何らの権利を付与するものではありません。

エンドユーザがここに記載される条項に合意しない場合には、本ソフトウェアが記録されているすべての記録媒体から、本ソフトウェアを消去し、CD-ROM/DVD もしくはディスク媒体が含まれているソフトウェアパッケージおよび本ソフトウェアに含まれる一切のその他のコンポーネントを破棄するか、または開封せずにそのまま購入された販売店もしくはアプレッソに返却しなければなりません。

定義：

本ライセンス契約において、「本ソフトウェア」とは、本契約書のライセンス指定欄に貼付または記載される「Thunderbus」および「オプションパッケージ」（追加 Thunderbus File Agent、追加 Thunderbus HTTP Agent、追加 Thunderbus DB Agent、追加 Thunderbus User、その他の関連ソフトウェア製品）を意味します。なお、ソフトウェアサポートサービス契約に基づくサポートサービスの対象は、本章における「本ソフトウェア」に限定されるものとします。

権利の帰属：

本ソフトウェアおよび付属書類に関する知的財産権は、アプレッソまたはその権利保有者に帰属するものであり、また、その内容は日本の著作権法、商標法、特許法および不正競争防止法、ならびに国際条約の諸規定によって保護されています。本ソフトウェアおよびその一切の複製、修正、翻訳等がなされた部分の独占的な所有権、ならびに著作権およびその他の一切の知的財産権は、アプレッソまたはその権利保有者に帰属します。

ライセンスの許諾：

アプレッソは、エンドユーザに対して、本ライセンス契約の条項に基づいて本ソフトウェアを使用する非独占的かつ譲渡不可のライセンスを有償で許諾します。本ソフトウェアを一時的または継続してコンピュータシステムにロード、インストールした場合、エンドユーザは本ソフトウェアをコンピュータ上で使用したものとみなされます。エンドユーザはアプレッソからの書面による許可を事前に得ることなしに、本ライセンスを第三者に譲渡または移転することはできません。また、無許可で行われた譲渡または移転は無効とみなされます。但し、**Thunderbus Agent** のみエンドユーザが指定する第三者に使用させることができるものとします。

ライセンスの性質：

本ライセンス契約に基づく権利は、エンドユーザ（個人、個人事業者、法人を対象とする）に帰属し、そして、エンドユーザのみが行使しうるものです。そのため、エンドユーザは、本ライセンス契約に基づく権利を第三者に譲渡または移転してはならず、また、第三者の便宜や利用のために本ライセンス契約に基づく権利を行使してはなりません。但し、**Thunderbus Agent** のみエンドユーザが指定する第三者に使用させることができるものとします。

コンピュータ指定のライセンス：

Thunderbus は、**Thunderbus Server**、**Thunderbus Agent** および **Thunderbus User** から構成されています。エンドユーザが使用することを許諾された **Thunderbus Server** の計数単位は CPU（4 Core 迄）単位として取り扱われます。エンドユーザが所有または貸与を受けている（スタンドアローン、ネットワーク接続のいずれであるかに拘わりません）コンピュータの 1 つの CPU および 1 つの Java 仮想マシン上でのみ使用することができます。エンドユーザはこのコンピュータ上で、**Thunderbus Server** を実行した場合、それ以外の別のコンピュータ上で同時に実行することはできません。**Thunderbus Server** を実行する本番環境のコンピュータ筐体に複数の CPU が搭載されている場合、エンドユーザは CPU 数に応じた **Thunderbus** ライセンスを購入する必要があります。この場合、購入される CPU 単位のライセンスは、そのコンピュータ筐体に搭載されている CPU 数の合計に相当する **Thunderbus** ライセンスが必要です。例えば、2 つの CPU が搭載されている本番環境のコンピュータ筐体 1 台に必要なライセンス数は、**Thunderbus** ライセンスが 2 ライセンスとなります。但し、本番環境とは別に開発環境で **Thunderbus Server** を実行する場合は、コンピュータ筐体に搭載されている CPU 数は問わず、**Thunderbus** ライセンスが 1 ライセンス必要となります。エンドユーザが使用するコンピュータが仮想化環境のゲスト OS の場合は、コンピュータに割り当てられた Core 数に応じて **Thunderbus** ライセンスが必要となります。

仮想化環境のサーバに割り当てられた Core 数が 4 Core 又は Thunderbus ライセンスが 1 ライセンス必要となります。4 Core を超える場合は、4 Core 毎に Thunderbus ライセンスが 1 ライセンス必要となります。但し、本番環境とは別に開発環境で Thunderbus Server を実行する場合は、仮想化環境のサーバに割り当てられている Core 数は問わず、Thunderbus ライセンスが 1 ライセンス必要となります。エンドユーザが使用することを許諾された Thunderbus User は、Thunderbus 1 ライセンスにつき管理者用ライセンス 1 ライセンス、一般用ライセンス 5 ライセンスが提供されます。エンドユーザは、Thunderbus User 一般用ライセンスを 6 ライセンス以上使用する場合は、追加 Thunderbus User ライセンスを購入せずに、Thunderbus User を使用することはできません。

エンドユーザが使用することを許諾された Thunderbus Agent は、Thunderbus 1 ライセンスにつき Thunderbus File Agent ライセンス 5 ライセンス、Thunderbus HTTP Agent ライセンス 1 ライセンス、Thunderbus DB Agent ライセンス 1 ライセンスが提供されます。Thunderbus File Agent ライセンス 5 ライセンスは、5 台のコンピュータ（搭載されている CPU 数は問いません）において使用することができます。エンドユーザは、Thunderbus File Agent ライセンスを 6 ライセンス以上使用する場合は、追加 Thunderbus File Agent ライセンスを購入せずに、Thunderbus File Agent を使用することはできません。

Thunderbus HTTP Agent ライセンス 1 ライセンスは、1 台のコンピュータ（搭載されている CPU 数は問いません）において使用することができます。エンドユーザは、Thunderbus HTTP Agent ライセンスを 2 ライセンス以上使用する場合は、追加 Thunderbus HTTP Agent ライセンスを購入せずに、Thunderbus HTTP Agent を使用することはできません。

Thunderbus DB Agent ライセンス 1 ライセンスは、1 台のコンピュータ（搭載されている CPU 数は問いません）において使用することができます。エンドユーザは、Thunderbus DB Agent ライセンスを 2 ライセンス以上使用する場合は、追加 Thunderbus DB Agent ライセンスを購入せずに、Thunderbus DB Agent を使用することはできません。

Thunderbus Server をホットスタンバイおよびホットバックアップ（常時接続可能な状態で待機している場合。但し、通常使用されるライセンスされた Thunderbus Server に障害が発生した場合に限り使用可能）として使用する場合は、Thunderbus ライセンスを別途 CPU 数分購入する必要があります。

特定用途への使用：

エンドユーザは、ASP 事業、システムインテグレーション事業、もしくはこれらに類似する事業を目的として本ソフトウェアの全部または一部を使用し、また第三者に使用させてはならず、また、その他商用目的で本ソフトウェアの全部または一部を第三者に使用させることはできません。但し、エンドユーザおよび第三者のシステムに必要とされるライセンスをエンドユーザおよび第三者が購入する場合に限り、システムインテグレーション事業を目的とした使用ができます。

本ソフトウェアの複製：

エンドユーザは、本記載中の「コンピュータ指定のライセンス」および本文書記載において許諾される内容で、本ソフトウェアの複製物を作成することができます。また、エンドユーザは、本ソフトウェアが保存されているメディアのバックアップのために、本ソフトウェアの複製物1部を作成することができます。本ソフトウェアの複製物には全て、アプレッソの著作権表示およびその他の法的な表示、記載をそのまま含めなくてはなりません。

ソフトウェアサポート：

エンドユーザは、別途ソフトウェアサポートサービス料を支払うことにより、本ソフトウェアの付属書類またはアプレッソの提供するソフトウェアサポートサービスを受けることができます。

使用期間：

本ライセンス契約は、本ソフトウェアの使用開始日から有効となり、解除されるまで有効です。エンドユーザは、本ソフトウェア、付属書類、およびそれらのすべての複製物を破棄することにより、いつでも本ライセンス契約を解除できます。但し、一旦使用された本ソフトウェアに対してエンドユーザからアプレッソに支払われたライセンス料に関しては、アプレッソはエンドユーザに対して、下記「限定的保証」に指定されている条件を満たす場合を除き、いかなる場合においても払い戻しいたしません。

使用制限：

エンドユーザは、本ライセンス契約で明示的に許可されている場合を除き、アプレッソからの書面による明示的な許可を事前に得ることなく、本ソフトウェアまたはその付属書類を電子的またはその他の手段で使用、複製、修正、改変または転送することはできません。また、エンドユーザは、本ソフトウェアを翻訳、リバースプログラミング、ディスペンブリング、逆コンパイル、およびリバースエンジニアリングすることもできません。

JAVA サポートについての注意：

本ソフトウェアおよび付属書類に、Java で開発されたプログラムのサポートが含まれていることがあります。Java テクノロジーは、不具合に対して自動的に対応できる機能または性質を持つものではなく、万一不具合があった場合に、死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊を直接もたらす可能性のある、原子力発電所の操業、航空機の航行、通信システム、航空交通管制、生命維持装置、兵器システムなどの危険な環境（危険性の高い活動）におけるオンライン制御装置として設計、製造されたものではなく、それらのために、使用、または販売されるものではありません。

第三者ソフトウェア製品：

アプレッソの提供する本ソフトウェアと共に、第三者のソフトウェア製品（以下「第三者ソフトウェア」といいます）を提供する場合があります。第三者のソフトウェアについて別のライセンス規定に従い取り扱われるべき旨の記載が別途含まれている場合には、本ライセンス契約の規定にかかわらず、第三者ソフトウェアについては記載にあるライセンス規定に従った取り扱いとし、エンドユーザはそれらの記載内容を確認し、承諾するものとします。また、アプレッソによる第三者ソフトウェアに関するサポートおよび保証その他については以下の規定を適用します。

第三者ソフトウェアに関するサポートサービス：

第三者ソフトウェアおよびそれに関するドキュメントは、何らの保証もない現状有姿のまま提供されるものですので、アプレッソおよびその関係会社は、第三者ソフトウェアに関しての操作方法、瑕疵その他に関して、サポートを提供するものではありません。

第三者ソフトウェアに関する無保証：

第三者ソフトウェアおよびそれに関するドキュメントは、何らの保証もない現状有姿のまま提供されるものですので、アプレッソおよびその関係会社は、第三者ソフトウェアに関しての商品性、および特定目的に対する適合性の保証を、明示であると黙示であるとを問わず、一切致しません。第三者ソフトウェアおよびそれに関するドキュメントの使用または機能から生じるすべての損害は、エンドユーザが負担しなければなりません。

第三者ソフトウェアに関する免責：

いかなる場合においてもアプレッソおよびその関係会社は、第三者ソフトウェアの使用または使用不能から生じる直接または間接の損害（逸失利益の喪失、事業の中断、事業情報の損失、またはその他の金銭的損失を含みますが、これらに限定されるものではありません）に関して一切責任を負いません。

輸出規制：

本ソフトウェアの輸出に関して外国為替および外国貿易法その他の輸出関連法規が適用となる場合には、エンドユーザは、それらに従うものとします。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続が必要となる場合も同様です。

限定的保証：

- 1) アプレッソは、エンドユーザに対して以下を保証します。

(a) 本ソフトウェア（第三者ソフトウェアを含まない）が ほぼ付属書類通りに作動すること。

(b) 本ソフトウェアが CD-ROM/DVD もしくはディスク媒体で配布される場合には配布メディアに適切に本ソフトウェアが記録されていること。

これらの保証（以下「限定的保証」といいます）は、購入の日から 90 日間有効です。アップレッソは、本ソフトウェアと共に提供される第三者ソフトウェアについては保証しませんが、アップレッソは、その第三者ソフトウェアについての権利者または権利保有者による保証をエンドユーザに移行することに合意します。

2) 限定的保証は、本ライセンス契約の条項や本ソフトウェアおよび付属書類上の指示に従わずに改変、損傷、乱用、誤用または使用された本ソフトウェアには適用されません。

3) 限定的保証に基づくアップレッソの責任およびエンドユーザに対する唯一の救済は、本ソフトウェアの修復もしくは交換、または、本ソフトウェアの購入価格の返還に限定されます。アップレッソは、本ソフトウェアがエンドユーザの保管する領収書のコピー（写し）を添えて、保証期間内にアップレッソまたはその代理店に返還されない限り、限定的保証に基づく責任を負いません。本ソフトウェアの交換されたものについては、当初の保証期間の残存期間または 30 日間のうち、いずれか長い期間につき保証されるものとします。

4) 限定的保証は、明示であると黙示であるとを問わず、商品性、特定の目的への適合性、および第三者の権利侵害についての保証、または本ライセンス契約中に明記されていないその他一切の保証（商慣行や取引過程で発生する保証を含むがこれらに限定されません）に代わるとともに、それらを排除するものです。

5) エンドユーザがユーザ登録を怠った場合、もしくは配布されたバグ修正版またはアップデート版をインストールしていないか、インストール方法が不適切であった場合、アップレッソは本ソフトウェアに対するいかなる保証をも行うことができず、エンドユーザは本ソフトウェアの実行とその結果に一切の責任を負うことになります。

解除：

エンドユーザが本ライセンス契約に違反した場合、本ソフトウェアのライセンス料の支払いを怠った場合または下記の反社会的勢力に該当することが判明した場合は、アップレッソは事前の催告なしにいつでも本ライセンス契約を解除することができます。この場合、エンドユーザは本ソフトウェアを一切使用することはできません。また、エンドユーザはアップレッソの指示に従い、自らの負担で直ちに本ソフトウェア、付属書類、およびそれらの

すべての複製物を返却、破棄または消却し、その旨を証する文書をアプレッソに提出するなど、アプレッソの指示に従った措置を採らなければならないものとします。なお、反社会的勢力に該当することを理由として本ライセンス契約が解除され、アプレッソに損害が発生した場合、エンドユーザは全ての損害について賠償責任を負うものとします。

反社会的勢力：

「反社会的勢力」とは、暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人であって、以下の(i)または(ii)に該当する集団または個人をいいます。

(i)暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能集団、その他これらに準ずる反社会的な集団または個人等（以下「暴力団員等」といいます）

(ii)暴力的な要求行為、または、法的な要求を超えた不当な要求行為を行う集団または個人

責任の制限：

いかなる場合においても、本ソフトウェアに関するアプレッソの責任は、本ソフトウェアに対してエンドユーザが実際に支払ったライセンス料の範囲に限定されます。限定的保証で規定される条件下での購入価格の返還を除き、アプレッソまたはその関係会社は、いかなる場合においても、本ソフトウェアの使用または使用不能に関連して生じた直接的損害、間接的損害、特別損害、付随的損害、結果的損害、および業務上の利益の喪失、業務の中断による損失、業務情報の喪失、またはその他の一切の損害について、たとえそれらの発生の可能性を知らされていた場合であっても、一切の責任を負いません。

準拠法および裁判管轄：

本ライセンス契約は日本国法を準拠法とします。本ライセンス契約に関連して発生する訴訟については、すべて東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

本ライセンス契約の一部が無効とされた場合でも、本ライセンス契約の残りの部分は有効で拘束力を持ちます。

Copyright (c) APPRESSO K.K. All rights reserved. 本ソフトウェアは日本国の特許法と著作権法をはじめとした法律および国際条約により、日本およびその他の地域で保護されるものです。APPRESSO、APPRESSO ロゴ、Thunderbus、Thunderbus ロゴ、アプレッソ、サンダーバスは、株式会社アプレッソの登録商標または商標です。